

第 3 回 新型コロナウイルス感染症対策  
調査特別委員会資料

2 教育現場等の対応

調査・検討

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園・放課後  
児童クラブ

(福祉部)

令和 4 年 7 月 2 5 日 (月)

## 1 現状・課題（全体像）

- 国の通知により、社会経済活動を維持するため、保育施設等については原則開園する方針が示された。
- 一方、保育施設等は、毎日の保護者による送迎や5歳未満の児童がワクチンの接種の対象でないこと、2歳未満の児童へのマスクの着用が推奨されていないことなどから、消毒や換気の徹底などの感染防止対策について他の福祉施設以上に配慮が必要となるため、職員や費用の面で大きな負担が発生した。
- 社会経済活動を維持する上で、保育士等のエッセンシャルワーカーが不可欠であり、他職種と比較して賃金等が低い保育士等の処遇改善の必要性が改めて認識された。

## 2 県の取組内容

### （1）新型コロナウイルスに係る情報提供・感染対策の周知徹底

#### ① 感染拡大防止に係る情報提供【随時】

令和2年1月以降、随時、国が策定した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」のほか、「保育所における感染症対策ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A」等を、市町村や施設に対して提供し、周知を図った。

#### ② 外出自粛要請【第2波～第5波】

県から保育施設等に対して、職員の不要不急の外出等の自粛要請を行った。

要請時期	要請事由	要請内容
令和2年7月	東京都内や県内の感染者数の増加傾向を受けて	職員の東京都への不要不急の移動・滞在の自粛
令和3年1月	県独自の緊急事態宣言の発令に伴うもの	職員の不要不急の外出・移動の自粛
令和3年4月	5月の連休を控えて	職員の不要不急の外出や他県への往來の自粛
令和3年8月	県独自の緊急事態宣言の発令に伴うもの	職員の不要不急の外出や他県への往來の自粛
令和3年9月	国の緊急事態宣言が解除となるものの、引き続きクラスター発生の可能性などを考慮したもの	職員の他県との往來自粛

(2) 保育施設等の原則開園について【資料2-2再掲】

① 保育所等の原則開園の通知の発出【随時】

県全域に対して「不要不急の外出自粛」（国の緊急事態宣言等に基づく措置）を要請する一方、国の通知を踏まえ、令和2年4月に、保育施設や放課後児童クラブに対して、社会経済活動を維持するため、適切な感染防止対策を講じた上で原則開園とする通知を発出した。

② 施設の休園の判断【第6波（令和4年1～3月）】

第6波では保育所等のクラスターが増加したことから、施設内の感染状況等を勘案し、市町村が保育施設等と協議の上、休園の判断を行った。

(3) 感染拡大防止の取組【資料2-2再掲】

① 保育士等へのワクチンの優先的な接種の働きかけ

【第4波（令和3年4～6月）及び第6波以降（令和4年1月以降）】

- ・ 第4波では、一般接種における接種優先順位の例示において、「集団生活を行う子どもに頻りに接する方（保育士等）」を挙げ、優先順位を検討するよう、市町村に依頼を行った。
- ・ 第6波では、市町村に対し、保育所等職員への3回目のワクチンの優先的な接種と、施設従事者への可能な限り早期の接種について配慮と協力を依頼した。

② 抗原検査キットの配布【第5波（令和3年7～9月）】

- ・ 県内の保育所等については、厚生労働省の抗原検査キットの配布を受け、配布を希望する保育所・認定こども園と全ての放課後児童クラブ、合わせて1,107施設のリストを県から厚生労働省に提出し、同省が直接、保育所等に配布を行った。
- ・ 一方、県内の幼稚園については、全施設118園のリストを県から文部科学省に提出し、同省が直接、園に配布を行った。

③ 保育施設におけるPCR検査の実施【第6波以降】

保育施設等において、感染者の接触者を特定した上で、検査機関においてPCR検査を実施することにより、さらなる感染の防止に努めた。

- ・ 対象施設：幼保関係施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育所）のうち、園児又は職員に陽性者が発生した施設
- ・ 対象者：次のア及びイに該当する者のうち、無症状の者  
ア 陽性者と同じクラスの園児及び担当職員のうち、「濃厚接触者」又は「接触者」に該当する者

【調査・検討を行う分野】 保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ

イ 延長保育や早朝保育において、陽性者と合同で保育した際の園児及び担当者のうち、「濃厚接触者」又は「接触者」に該当する者

- ・ 検査方法： 唾液採取によるPCR検査（無料）。  
県の委託検査機関（5機関）に施設が直接申込み、検査を実施。
- ・ 検査結果： 検査機関から施設及び保健所に直接結果を通知。

④ 濃厚接触者となって自宅待機中の保育士等のエッセンシャルワーカーに対する、待機期間の短縮のためのPCR検査の実施【第6波以降】

- ・ 目的： PCR検査で陰性が証明されれば、国の通知により、本来7日間の自宅待機を5日間に短縮できることから、早期の職場復帰を促し施設運営体制の正常化を図るもの。
- ・ 実施期間： 令和4年2月から6月末まで
- ・ 対象者： 自宅待機5日目以降の濃厚接触者であり、無症状のエッセンシャルワーカー

(4) 開園に対する支援

① かかり増し経費や備品の購入に対する支援等【令和2～4年度】

事業	補助率	目的・実績等
私立幼稚園・認定こども園への補助		
新型コロナウイルス感染症対策事業	国1/2、県1/2	保健衛生用品等購入、かかり増し経費 R3年度実績 107私立園 23,712千円（県分）
保育所等への補助		
新型コロナウイルス緊急包括支援金	国10/10（県予算を通じた間接補助）	保健衛生用品等購入、かかり増し経費 R2年度実績 43市町村 313,689千円 ※R3以降は市町村事業において実施
放課後児童クラブへの補助		
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	国1/3、県1/3、市1/3	かかり増し経費、備品購入、感染対策のための軽微な改修等 R3年度実績 32市町村 61,250千円（県分）
ICT化推進事業	〃	ICT機器導入等の環境整備費用、研修オンライン化等 R3年度実績 11市町村 12,238千円（県分）
放課後児童等特別開所支援	〃	午前中開所に係る費用、支援の単位を新たに設ける費用等 R3年度実績 24市町村 47,028千円（県分）

② 保育士等処遇改善臨時特例交付金【第6波以降】

保育士等の収入を3%程度引き上げるための措置として、「保育士等処遇改善臨時特例交付金」を令和4年2月から9月までの間、交付することとした。  
(国から市町村への直接補助、財源は国の補助金（補助率10/10）)

ア 実施期間 令和4年2月1日から9月30日まで

イ 対象

保育所や幼稚園など特定教育・保育施設、地域型保育事業所等に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員兼務の施設長を除く）

ウ 支援内容

アの期間、イの職員に対して3%程度（月額9千円）の賃金改善を行うために必要な費用等

### 3 県の取組の結果

#### （1）新型コロナウイルスに係る情報提供・感染対策の周知徹底

保育施設等に対する感染拡大防止のための情報の周知や、職員に対する外出自粛要請により、施設における主体的な感染防止対策を促した。

#### （2）保育施設等の原則開園について

第6波の際には、保育施設等でクラスターが発生するなど、感染拡大の影響を大きく受けたものの、保育所等を原則開園としたことにより、児童の預かりを必要とする保護者等に保育を提供し、社会経済活動の維持に貢献した。

#### （3）感染拡大防止の取組

##### ① 保育士等へのワクチンの優先的な接種の働きかけ

優先的な接種の依頼や市町村への接種状況の共有により、保育所等における感染防止対策が進み、その結果、社会経済活動の維持に貢献した。

##### ② 抗原検査キットの配布

厚生労働省や文部科学省の抗原検査キットの配布を受け、県は、保育施設等を対象とし、保育所等409施設、放課後児童クラブ698施設、幼稚園118施設に対して、合計56,630個を配布し、保育施設等の感染防止対策を強化した。

##### ③ 保育施設における濃厚接触者に対するPCR検査の実施

第6波において、512施設の濃厚接触者等15,622名に対して検査を実施し、778名の陽性者を特定することにより、感染拡大防止に寄与した。

##### ④ 濃厚接触者となって自宅待機中のエッセンシャルワーカーに対する、待機期間の短縮のためのPCR検査の実施

第6波において、濃厚接触者となることで自宅待機中となった、保育士等を含むエッセンシャルワーカー3,825名に対して検査を実施した。

その結果、陰性が確認された3,563名について、本来7日間の自宅待機を5

【調査・検討を行う分野】 保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ

日間に短縮することで、迅速な職場復帰を可能とし、社会経済活動の維持に貢献した。

(4) 開園に対する支援

① かかり増し経費や備品の購入に対する支援等

・ かかり増し経費や備品の購入に対する補助

令和3年度には、107園の私立幼稚園・認定こども園、43市町村の保育所等、32市町村の放課後児童クラブのかかり増し経費や備品購入に対する補助を通じて各施設における感染防止対策に貢献した。

・ ICT化の推進に対する補助

11市町村の放課後児童クラブのICT化推進に対して補助を行い、入退出管理等の自動化やオンライン研修の導入により、業務の効率化や非接触による感染拡大防止を図ることができた。

② 保育士等処遇改善臨時特例交付金

保育士等処遇改善臨時特例交付金については、従業員給与への反映を申請の条件としており、特に給与水準が低い私立の保育施設等の従事者の処遇改善が図られた。

(令和4年4月1日現在)

施設区分	施設数	申請施設数	申請割合
保育施設	936	762	77.6%
公立	206	36	17.5%
私立	730	726	99.5%
放課後児童クラブ	630	491	77.9%
公立	437	304	69.6%
私立	193	187	96.9%

4 今後の方策

(1) ダメージを速やかに回復させるためのもの

- 保育施設等がクラスターの発生源とならないよう、引き続き、感染拡大防止対策に必要な備品の購入やかかり増し経費等の費用負担への支援を行う。
- 保育施設において陽性者が発生し、保育士が濃厚接触者となった場合でも開園を維持できるよう、代替人員の確保について、いばらき保育人材バンクや保育補助者の雇上げ費用の補助等を通じて支援していく。

(2) コロナ収束後さらに県民生活を発展させるためのもの

- 引き続き、保育士等に対するワクチンの優先接種や、保育施設等のICT化による業務軽減を通じた職員の負担軽減、オンライン研修の導入などの非接触による感染拡大防止対策の促進を通じて、感染が拡大した場合でも開園を維持できる体制の構築に努める。
- 令和3年度の「賃金構造基本統計調査」によると、全業種平均年収と比べて、保育士の年収は100万円以上下回っており、今回の保育士等処遇改善臨時特例交付金による上乗せを考慮しても低い水準にあることから、今後も継続的に処遇改善を国に要望していく。